

新しい幸せを、わかすこと。



第 69 回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

2019年3月28日(木曜日)午前10時(受付開始は午前9時)

開催場所

神戸市中央区北野町1丁目

ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の一部改定および継続の件



郵送またはインターネットによる
議決権行使期限



2019年3月27日(水曜日)
午後5時まで

※詳細は3・4ページをご参照ください。

株式会社 **ノーリツ**

証券コード 5943

目次

招集ご通知

第69回定時株主総会招集ご通知	2
議決権の行使についてのご案内	3

株主総会 参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件	10
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	15
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	18
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	19
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	19
第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の一部改定および継続の件	20

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	41
2. 会社の株式に関する事項	51
3. 会社の新株予約権等に関する事項	52
4. 会社役員に関する事項	53
5. 会計監査人の状況	56
6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要	56
7. 会社の支配に関する基本方針	61

連結計算書類 計算書類

連結貸借対照表	63
連結損益計算書	64
貸借対照表	65
損益計算書	66

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	67
会計監査人の監査報告書謄本	68
監査役会の監査報告書謄本	69

Mission

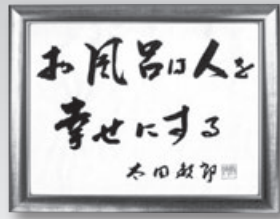
新しい幸せを、わかつこと。

人と地球の笑顔に向けて暮らしの
感動をお届けするノーリツグループ

Value

品質を最重視し、一步先ゆく製品・
サービスを提供します

公平、公正、透明性ある活動をし
社員と共に成長し、社会に貢献し
情熱をもって変革、挑戦、創造します



創業の原点

ノーリツの歴史は、1951年に能率風呂工業を創設したことに始まります。創業の原点「お風呂は人を幸せにする」。このメッセージには、戦後復興期において人々の生活水準を向上させたいという情熱が凝縮されていました。

◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.noritz.co.jp/>)において掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類の事業報告には記載していません。したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

- 計算関係書類の以下の事項
- ① 連結株主資本等変動計算書 ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 株主資本等変動計算書 ④ 計算書類の個別注記表

◎ 事業報告、連結計算書類・計算書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ(<https://www.noritz.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

神戸市中央区江戸町93番地
株式会社ノーリツ
代表取締役社長 國井 総一郎

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年3月27日(水曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日時 2019年3月28日(木曜日)午前10時(受付開始は午前9時)

2. 場所 神戸市中央区北野町1丁目

ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

3. 目的事項

報告事項

①第69期(2018年1月1日から2018年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

②第69期(2018年1月1日から2018年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の一部改定および継続の件

4. 議決権の行使に関する事項

次ページの「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法については、以下の3つの方法がございます。

1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会日時

2019年3月28日(木)
受付開始：午前9時
開 会：午前10時

2 議決権行使書を郵送する場合



各議案の賛否を
記入のうえ返送

行使期限

2019年3月27日(水)
午後5時必着

3 インターネットにより議決権を行使する場合



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>
にて各議案の賛否を入力

行使期限

2019年3月27日(水)
午後5時まで



◎バーコード読取機能付のスマートフォンで左の「QRコード」をお読み取りいただき、議決権行使サイトにアクセスしていただくことも可能です。

(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

詳しくは、4ページをご覧ください。

《機関投資家の皆様へ》

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

【インターネットによる議決権の行使のご案内】

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。)
- (2) インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合がございます。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ① 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いいたしますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ① 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ② セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」および「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ③ スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

 0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料)

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては継続的かつ安定的に実施することを基本としておりますが、第69期の期末配当金につきましては、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

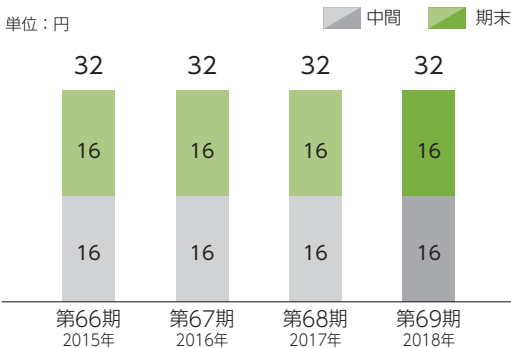
- 1 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1 株につき 金 16円
配当総額 764,972,224円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年 3月29日

ご参考 株主還元の考え方

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけております。配当につきましては継続的かつ安定的に実施することを基本とし、2018年度から2020年度までの3ヶ年について、自己株式取得を含めた連結ベースの総還元性向50%を目途とし、より積極的な株主の皆様への利益還元 に努めてまいります。

配当金の推移

単位：円



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、社外取締役の複数名選任ならびに任意の指名諮問委員会および報酬諮問委員会の設置などにより、コーポレートガバナンス体制の強化を図ってまいりました。今後、さらにコーポレートガバナンスの実効性を高め、中長期的な企業価値の向上を目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴う変更内容は以下各号のとおりです。

- ①監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設(変更案第4条、第20条ないし第23条、第28条および第31条ないし第33条)
- ②監査役および監査役会に係る規定の削除(現行定款第4条、第25条、第26条、第30条ないし第32条、第34条、第37条および第38条)
- ③経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任することができる旨の規定を新設(変更案第30条)
- ④監査役の責任限定契約の規定の削除に伴う経過措置としての附則の新設(変更案附則)

(2) 上記(1)以外の変更

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図るため、役付取締役に関する規定の見直しを行うものであります。(変更案第23条)

(3) その他

上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行のとおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

現 行 定 款	変 更 案
1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人	1. 取締役会 (削除) <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行のとおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第13条 (条文省略)	第6条～第13条 (現行のとおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条～第19条 (条文省略)	第14条～第19条 (現行のとおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数) 第20条 当会社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第20条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は <u>8</u> 名以内、 <u>監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u>
(取締役の選任方法) 第21条 ① 取締役は株主総会の決議により選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略) (新設) (新設)	(取締役の選任方法) 第21条 ① <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u> ② (現行のとおり) ③ (現行のとおり) ④ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> ⑤ <u>第4項に定める補欠の監査等委員である取締役の選任決議の定足数および決議要件は、第2項の規定を準用する。</u>
(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設)	(取締役の任期) 第22条 ① <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役) 第23条 ① 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役会長、取締役社長を各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第23条 ① 取締役会は、その決議により取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から取締役会長、取締役社長を各 1 名選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
② 当会社を代表する取締役は、 <u>取締役のうちより取締役会の決議をもってこれを選定する。</u>	② 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
第24条 (条文省略)	第24条 (現行のとおり)
(取締役会の招集手続)	(取締役会の招集手続)
第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までにその通知を発する。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までにその通知を発する。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(取締役会の決議の省略)	(取締役会の決議の省略)
第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第27条 (条文省略)	第27条 (現行のとおり)
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。	第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u>
第29条 (条文省略)	第29条 (現行のとおり)
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任)
	第30条 当会社は、取締役会の決議により重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役の数)	
第30条 <u>当会社の監査役は4名以内とする。</u>	(削除)
(監査役の選任方法)	
第31条 ① 監査役は、株主総会の決議により選任する。 ② 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	(削除) (削除)
(監査役の任期)	
第32条 ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除) (削除)
(常勤監査役)	(常勤の監査等委員)
第33条 常勤監査役は、監査役会の決議により選定する。	第31条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

現 行 定 款	変 更 案
(補欠監査役) 第34条 ① 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議により補欠監査役を選任することができる。 ② 補欠監査役の選任決議の定足数および決議要件は、第30条第2項の規定を準用する。 ③ 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 ④ 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。 (監査役会の招集手続) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項については、別に定める監査役会規程による。 (監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。 (監査役の責任限定契約) 第38条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第6章 計算 第39条～第42条 (条文省略) 第7章 その他に関する事項 第43条 (条文省略) (新設)	することができる。 (削除) (削除) (削除) (削除) (監査等委員会の招集手続) 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までにその通知を発する。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項については、別に定める監査等委員会規程による。 (削除) (削除) 第6章 計算 第34条～第37条 (現行のとおり) 第7章 その他に関する事項 第38条 (現行のとおり) 附則 (監査等委員会設置会社移行前の監査役との責任限定契約に関する経過措置) 2018年12月31日に終了する事業年度に関する第69回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第38条の定めるところによる。

第 3 号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)
6 名選任の件

当社は、第 2 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員(8 名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	地 位	候補者属性
1	こく い そう いち ろう 國 井 総 一 郎	代表取締役社長	再任
2	はら まき さとし 腹 巻 さとし	取締役兼専務執行役員	再任
3	ひろ さわ まさ みね 廣 澤 まさ みね	取締役兼専務執行役員	再任
4	みず ま つとむ 水 間 つとむ	取締役兼常務執行役員	再任
5	たけ なか まさ ゆき 竹 中 まさ ゆき	取締役兼常務執行役員	再任
6	たか はし ひで あき 高 橋 ひで あき	社外取締役	再任 社外 独立
再任	再任取締役候補者		
社外	社外取締役候補者		
独立	(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員候補者		

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
1	こく い そう いち ろう 國井 総一郎 (1953年7月31日生) 【所有する当社株式数】 34,111株	1976年 4 月 当社入社 2001年 3 月 ロケットボイラー工業(株)(現(株)アールビー)代表取締役社長 2002年10月 (株)ハーマン取締役副社長 2003年 3 月 当社取締役 (株)ハーマン代表取締役社長 2004年 7 月 当社常務取締役営業本部長 2007年 3 月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長 2008年 9 月 当社取締役兼常務執行役員経営統括本部長 2009年 9 月 当社代表取締役社長兼代表執行役員 2017年 3 月 当社代表取締役社長(現任) 2017年 5 月 一般社団法人神戸経済同友会代表幹事(現任) 2018年 4 月 (株)みなと銀行社外取締役 現在に至る
再任		【重要な兼職の状況】 一般社団法人神戸経済同友会代表幹事、(株)みなと銀行社外取締役 【取締役候補者とした理由】 同氏は、2009年から当社代表取締役社長に就任し、国内需要が低迷する中、海外事業での業績拡大と国内の経営構造改革を行い、リーダーシップを発揮しております。そのため、今後も代表取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上および中期経営計画(Vプラン20)の実現に資すると判断し、取締役候補者いたしました。
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
2	はら まき さとし 腹巻 知 (1959年4月16日生) 【所有する当社株式数】 5,500株	1983年 4 月 当社入社 2009年 2 月 信和工業(株)代表取締役社長 2011年 1 月 当社執行役員研究開発本部副本部長 2014年 9 月 当社常務執行役員研究開発本部長 2015年 3 月 当社取締役兼常務執行役員研究開発本部長 2017年 1 月 当社国内事業本部温水事業部長(現任) 2019年 1 月 当社取締役兼専務執行役員国内事業本部長 現在に至る
再任		【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社取締役に就任した後も、研究開発本部長として新製品開発部門を牽引してまいりました。その後、2019年1月より国内事業本部長に就任しております。今後も国内事業を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上および中期経営計画(Vプラン20)の実現に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
3 再任	ひろ さわ まさ みね 廣澤 正峰 (1961年12月13日生) [所有する当社株式数] 5,000株	1988年11月 当社入社 2010年 1 月 関東産業㈱代表取締役社長 2011年10月 当社執行役員 能率(中国)投資有限公司董事兼総経理 能率(上海)住宅設備有限公司董事長 2016年 4 月 当社常務執行役員国際事業本部中国事業推進室長 Sakura (Cayman) Co.,Ltd.董事長(現任) Sakura China Holdings (H.K.) Co.,Ltd.董事長(現任) 2016年 7 月 能率(中国)投資有限公司董事長(現任) 2017年 1 月 当社常務執行役員国際事業本部長 能率香港有限公司董事長(現任) 2017年 2 月 NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director(現任) 2017年 3 月 当社取締役兼常務執行役員国際事業本部長 2019年 1 月 当社取締役兼専務執行役員国際事業本部長 現在に至る
		【重要な兼職の状況】 能率(中国)投資有限公司董事長、能率香港有限公司董事長、Sakura (Cayman) Co.,Ltd.董事長、 Sakura China Holdings (H.K.) Co.,Ltd.董事長、NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社取締役就任後、海外子会社の経営にも役員として携わりながら、海外事業の業績拡大に貢献し、国際事業本部長としての職責を果たしております。今後も海外事業を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上および中期経営計画(Vプラン20)の実現に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

招集ご通知
株主総会 参考書類
事業報告
連結計算書類・ 計算書類
監査報告書

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
4 再任	みず ま つとむ 水間 勉 (1957年8月13日生) 〔所有する当社株式数〕 2,556株	1980年 4 月 当社入社 2007年 1 月 当社執行役員営業本部大阪支社長 2008年 1 月 当社執行役員営業本部関西統括、リテール営業推進部長 2009年 1 月 当社執行役員営業本部関西統括部長 2010年 1 月 当社執行役員営業本部関西支社長 2011年 1 月 当社執行役員 (株)ハーマン代表取締役社長 (株)ハーマンプロ代表取締役社長 2013年 1 月 当社執行役員営業本部関東支社長 2014年 9 月 当社常務執行役員営業本部長 2015年 3 月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長 2016年 1 月 当社取締役兼常務執行役員国内事業本部生産本部長 2019年 1 月 当社取締役兼常務執行役員国内事業本部副本部長 現在に至る
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社取締役に就任した後、営業本部長および生産本部長を歴任し、その職責を果たしております。今後も国内事業を本部長とともに統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上および中期経営計画（Vプラン20）の実現に資すると判断し、取締役候補者いたしました。		
候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
5 再任	たけ なか まさ ゆき 竹中 昌之 (1963年9月24日生) 〔所有する当社株式数〕 3,100株	1992年 1 月 当社入社 2004年 3 月 (株)ハーマン取締役企画管理統括部長 2011年 6 月 (株)ハーマン常務取締役管理本部長 2012年 1 月 当社管理本部総務部長 2013年10月 (株)エスコアハーツ代表取締役社長 2016年 4 月 当社執行役員 2017年 1 月 当社上席執行役員管理本部長 2017年 3 月 当社取締役兼常務執行役員管理本部長 2019年 1 月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部長 現在に至る
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社取締役に就任した後、全社の各管理部門を統括する経営管理本部長としての職責を果たしております。今後も経営管理本部を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上および中期経営計画（Vプラン20）の実現に資すると判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者番号

氏名
(生年月日)

略歴および地位
(重要な兼職の状況)

6

再任

社外

独立

たか はし ひで あき 高橋 秀明 (1943年11月26日生)	1966年 4月 (株)神戸銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行 1992年 4月 (株)さくら銀行 (現(株)三井住友銀行) 関西総務部長 1995年 7月 同行取締役神戸営業部長 1998年 6月 (株)さくらケーシーエス代表取締役社長 2003年 6月 (株)神戸国際会館監査役 2004年 6月 同社代表取締役専務 (株)さくらケーシーエス取締役 フジッコ(株)社外監査役 2008年 6月 当社社外監査役 2013年 3月 当社社外取締役 2016年 3月 当社社外取締役 現在に至る
【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関における幅広い業務経験および会社経営者としての豊富な経験、ならびに当社の社外監査役 の歴任を通じて得た当社の業務内容に関する豊富な経験と実績を有しており、かつ当社の独立社外役員選定基準 を満たしております。また、当社の業務執行に対し、これまでも独立した立場から助言および監督する職責を果た していただいていることから、今後も取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価 値向上および中期経営計画(Vプラン20)の実現に資すると判断し、社外取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋秀明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数について
高橋秀明氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は6年となります。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約の締結について
当社は、高橋秀明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、高橋秀明氏の再任が承認された場合は、
同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 社外取締役候補者の独立性について
高橋秀明氏は、当社が株式を上場している(株)東京証券取引所の規則等に定める「独立役員」の候補者であります。
6. 「所有する当社株式数」については、2018年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

第 4 号議案

監査等委員である取締役 3 名
選任の件

当社は、第 2 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		地 位	候補者属性		
1	あや 綾 部	つよし 剛	監査役	新任		
2	お 小 川	やす ひこ 泰 彦	社外取締役	新任	社外	独立
3	まさ き 正 木	やす こ 靖 子	社外監査役	新任	社外	独立
新任	新任取締役候補者		社外	社外取締役候補者		
			独立	(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員候補者		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)
1 新任	あやべ つよし 綾部 剛 (1961年3月2日生) [所有する当社株式数] 2,000株	1983年 4月 当社入社 2011年 3月 当社管理本部財務部長 2014年 1月 (株)ノーリツキャピタル代表取締役社長 2017年 3月 当社監査役 現在に至る
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は、財務部長、子会社の代表取締役社長を歴任した後、当社の監査役に就任し、当社の事業における豊富な経験と財務に関する専門知識を有しております。そのため、監査等委員である取締役として客観的な立場で業務執行に対する監査などの職責を果たすことができると判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。		
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)
2 新任 社外 独立	おがわ やす ひこ 小川 泰彦 (1956年1月3日生) [所有する当社株式数] 0株	1982年 6月 公認会計士登録 1987年 4月 公認会計士小川泰彦事務所代表(現任) 1987年 5月 税理士登録 2007年 6月 日本公認会計士協会近畿会副会長 2009年 3月 当社社外監査役 2010年 6月 日本公認会計士協会近畿会会長 2013年 3月 当社社外取締役(現任) 2013年 6月 (株)大阪証券取引所(現株)大阪取引所)社外監査役(現任) 2017年 9月 大阪市高速電気軌道(株)社外監査役 現在に至る
【重要な兼職の状況】 公認会計士小川泰彦事務所代表、(株)大阪取引所社外監査役、大阪市高速電気軌道(株)社外監査役		
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 同氏は、公認会計士および税理士としての専門的見地、ならびに当社の社外監査役および社外取締役の歴任を通じて得た当社の業務内容に関する豊富な経験と実績を有しており、かつ当社の独立社外役員選定基準を満たしております。そのため、監査等委員である社外取締役として客観的な立場で業務執行に対する監査などの職責を果たすことができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。		

招集ご通知
株主総会 参考書類
事業報告
連結計算書類・ 計算書類
監査報告書

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位 (重要な兼職の状況)
3	まさ き やす こ 正木 靖子 (1955年4月8日生)	1982年 4 月 弁護士登録(神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)) 下山法律事務所入所
		1991年 5 月 同法律事務所を下山・正木法律事務所と改称 下山・正木法律事務所共同代表(現任)
		2004年 4 月 関西学院大学大学院司法研究科教授
		2008年 1 月 (株)ハイレックスコーポレーション社外取締役(現任)
		2008年 4 月 兵庫県弁護士会会長
新任	[所有する当社株式数] 0 株	2011年 4 月 日本司法支援センター(法テラス)兵庫地方事務所所長
		2013年 4 月 近畿弁護士会連合会理事長
		2014年 6 月 生活協同組合コープこうべ員外監事(現任)
		2018年 3 月 当社社外監査役(現任)
		2018年 4 月 日本弁護士連合会副会長 現在に至る
社外		【重要な兼職の状況】 下山・正木法律事務所共同代表、(株)ハイレックスコーポレーション社外取締役、 生活協同組合コープこうべ員外監事、日本弁護士連合会副会長
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 同氏は、弁護士としての幅広い業務経験および法律に関する専門的見地、ならびに法科大学院教授および会社 役員を歴任してきたことによる豊富な経験を有しており、かつ当社の独立社外役員選定基準を満たしております。 そのため、監査等委員である社外取締役として客観的な立場で業務執行に対する監査などの職責を果たすことが できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。
独立		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小川泰彦氏および正木靖子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者が当社社外取締役または当社社外監査役に就任してからの年数について
- ・小川泰彦氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は10年となります。
 - ・正木靖子氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 監査等委員である社外取締役候補者との責任限定契約の締結について
- 当社は、綾部剛氏、小川泰彦氏および正木靖子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本総会において第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されるとともに、本議案が承認された場合、綾部剛氏、小川泰彦氏および正木靖子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、改めて同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 監査等委員である社外取締役候補者の独立性について
- 小川泰彦氏および正木靖子氏は、当社が株式を上場している(株)東京証券取引所の規則等に定める「独立役員」の候補者であります。
6. 「所有する当社株式数」については、2018年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

第 5 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

当社は、第 2 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)
おお つか あきら 大塚 明 (1949年 4 月 1 日生) [所有する当社株式数] 0 株 社外 独立	1973年 4 月 弁護士登録 1977年 5 月 神戸法律事務所設立 1986年 4 月 神戸弁護士会 (現兵庫県弁護士会) 副会長 2001年 4 月 兵庫県弁護士会会長 2003年10月 神戸市教育委員 2004年 4 月 日本弁護士連合会副会長 2008年 4 月 神戸居留地法律事務所代表 (現任) 神戸学院大学法科大学院教授 2011年 6 月 神戸港埠頭(株)社外監査役 日本ハム(株)社外監査役 (現任) 現在に至る

【重要な兼職の状況】
神戸居留地法律事務所代表、日本ハム(株)社外監査役

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】
同氏は、弁護士としての専門的見地および社外監査役として監査業務に携わられていることによる豊富な経験と実績を有しております。そのため、監査等委員である社外取締役として客観的な立場で業務執行に対する監査などの職責を果たすことができると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大塚明氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者との責任限定契約の締結について
当社は、大塚明氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第 1 項に定める最低責任限度額といたします。
4. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の独立性について
大塚明氏は、当社が株式を上場している(株)東京証券取引所の規則等に定める「独立役員」の候補者であります。
5. 「所有する当社株式数」については、2018年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

第6号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2007年3月29日開催の第57回定時株主総会において、年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とご承認いただき、また、当該枠内で2016年3月30日開催の第66回定時株主総会において当社取締役(社外取締役を除く。)に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることにつきご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を定めることといたしたいと存じます。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額400百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)とすること、また、この報酬額の範囲内で当社取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについてご承認をお願いいたします。ただし、この報酬額には、従来どおり使用人分給与は含まないものといたします。

また、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名(うち社外取締役は1名)となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とすることについてご承認をお願いいたします。と存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第 8 号議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針 (買収防衛策)の一部改定および継続の件

当社は、2016年2月10日に開催された取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の継続を決定し、また、同対応方針は同年3月30日に開催された第66回定時株主総会において承認可決いただいております（以下、「本対応方針」といいます。）。

その後、本対応方針は2017年3月30日および2018年3月29日の取締役会（いずれも定時株主総会の終結後、最初に開催された取締役会）においてその継続を決議しておりますが、その有効期限は「2019年に開催される当社定時株主総会後、最初に開催される取締役会の終了時点まで」となっております。

当社は、本対応方針の継続を決定した後も、社会・経済情勢の変化を踏まえ、本対応方針のあり方につき引き続き検討を重ねてまいりましたが、2019年2月13日開催の取締役会において、本対応方針を一部改定し、継続することを決定いたしました。

本対応方針における現行対応方針からの主な改定点は、①当社取締役会は原則として特別委員会の勧告に従い意思決定を行うこと、②当社取締役会が大規模買付行為についての特別委員会の勧告に対し、再考を促した場合における当社取締役会および特別委員会の大規模買付行為の評価期間延長の上限、③対抗措置の具体的な内容については新株予約権の無償割当てであることをそれぞれ明記したこととなります。

本対応方針については、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員からも、本対応方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として賛成する旨の意見表明がありました。

なお、本対応方針で引用する法令の規定は、2019年2月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の改正（法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます。）があり、それらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

本議案は、本対応方針の重要性に鑑み、当社株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本対応方針の内容は次のとおりです。

1. 当社事業とその社会的使命

当社は1951年3月、創業とともに「能率風呂」を世に送り出し、その後半世紀以上にわたり「お湯」をキーワードに生活設備機器を提供し続けてまいりました。

現在、当社および国内外の関係会社により構成される当社グループでは、温水機器、システムバス、システ

ムキッチン、ビルトインコンロ、洗面化粧台、暖房・空調機器等の各製品・部品の製造・販売事業およびこれらに付帯する事業を行っております。

当社は創業以来、神戸市に本社を置き、また1962年には隣接する明石市に工場を完成させ、両市を中心とし地域に密着した企業としてその恩恵を受けるとともに地域の発展に貢献もしてまいりました。この間、当社はグループとして米国・中国等の海外への進出も含め事業領域を広げつつ、事業規模も拡大してまいりましたが、当社グループが製造・販売する生活設備機器は、今やライフラインの一端を担い、国民の皆様の生活基盤として重要な役割を果たすまでになっており、当社グループの社会的使命は大きく、公共性が高いと自負しております。

また、当社グループは、「世界で戦えるノーリツグループ」をグループビジョンに据え、中期経営計画『Vプラン20』の実現に向けた活動を展開してまいります。「環境」「安全・安心」「快適」「健康・美容」を軸に、その事業領域を創業の原点である「お風呂」から「暮し」の領域に広げ、「経済的価値」「社会的価値」「ブランド価値」という3つの価値を追求し、当社グループを取り巻く各ステークホルダーに「幸せ」をお届けする企業グループを目指してまいります。

さて、資本市場のグローバル化が進展する中、日本における企業買収も今後ますます増加するものと思われます。そのような中、他の製造業と同様、新たな基礎的技術を研究・開発し、これを商品化するまでには長い年月を要する当社においては、中長期的なビジョンに基づいた経営が当社株主の皆様全体の利益、同時に当社商品・サービスの利用者である国民の皆様の利益にも繋がると考えております。

しかし、当社株式の大規模買付者が出現した場合、当社株主の皆様が、当社の企業価値および具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該買付行為に应じるか否かの決定・判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そこで、上述した事情を踏まえた上で、今後想定される「当社株式の大規模買付行為」について、大規模買付者に対してその目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と十分な熟慮期間の確保を要請することにより、当社株主の皆様に適切な判断をしていただくための措置として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を策定し維持することが必要であると考えます。

当社は、大規模買付行為の是非は当社株主の皆様の判断に従うという考え方を基本に、当社の企業理念に立脚した、開かれた経営を進めてまいります。以上のような取組みにより、当社は今後もさらなる株主重視の経営を推進し、企業価値の最大化を図ってまいります。

2. 大規模買付行為に対する基本的考え方

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に应じることを強要して株主に不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対

し大規模買付行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会による検討・代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、予め何らかの対応方法を講ずる必要があると考えます。もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様委ねられるべきものと考えております。

このように、最終的な判断が当社株主の皆様委ねられるべき場合において、大規模買付行為に対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様委十分な情報提供がなされ、かつ十分な熟慮期間が与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行った上で、当社株主の皆様のための熟慮期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないよう求めることを基本としております。

なお、当社株主の皆様がこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。これは、1.「**当社事業とその社会的使命**」で述べた当社グループ事業の沿革および現状に鑑みれば、大規模買付者のみならず当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が、当社の当面の事業運営ひいては長期的視点に立った経営に有形無形の影響を与え得る大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で役立つものと考えられるからです。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様により適切な判断をしていただけるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うことといたします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当該ルール違反のみをもって、下記5.「**大規模買付ルールが遵守されなかった場合**」に定める対抗措置を講じることができるものといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性を図ること

は、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的效果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、下記4.(2)「大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の取扱い」に定めるように、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会の判断で当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

当該対抗措置により、結果的に大規模買付者を含む特定株主グループおよび特定株主グループに属する者になろうとする者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

なお、現在当社は、買収の具体的な提案を受けてはおりません。

また、2018年12月31日現在の当社大株主の状況は、別紙1記載のとおりです。

3. 大規模買付ルールの目的と概要

(1) 大規模買付ルールの目的

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるかどうかの評価・検討に必要な大規模買付者からの情報、および当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様に必要な判断をしていただけるようにすることを目的としております。

(2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、「大規模買付行為が実行される前に、大規模買付者から当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討を行った上、それらを踏まえて当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要な一定期間が経過して初めて、大規模買付行為を開始することを認める」というものです。

「大規模買付行為」とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為、議決権割合が20%以上となる特定株主グループの組成を目的とするもしくは結果として組成となるその他の行為または特定株主グループが関与しない行為により当該特定株主グループの議決権割合が20%以上となった場合において当該特定株主グループが議決権割合を1%以上増加させる行為(いずれも、当社取締役会がこれらに該当すると認めたものを含み、予め当社取締役会が同意したものを除きます。)をいい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）または買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者とその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）および特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式に係る議決権数とします。

なお、前述のとおり、上記の類型に該当する行為であっても、予め当社取締役会が同意したものについては大規模買付行為には該当しませんが、(ア)当社取締役会による当該同意の前提となった事実関係に変動が生じたことにより、または(イ)当該事実が真実ではないことが当社取締役会により認識されたことにより、当社取締役会が当該同意を撤回した場合には、(ア)の場合には当該同意の撤回時点から、(イ)の場合には当初の買付行為等の時点から、当該買付行為等について、大規模買付行為に準じるものとして、大規模買付ルールが準用されることといたします。なお、当社取締役会が当該同意を撤回するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、特別委員会の助言を得ることができることといたします。

大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

① 特別委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続きの進行に関する客観性および合理性を担保するため、ならびに大規模買付ルールが遵守された場合で当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために相当と考える方策を講じる場合において、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するために、当社取締役会から独立した常設機関として特別委員会を設置しております。特別委員会の構成員数は3名以上5名以内とし、社外役員、弁護士、公認会計士、税理士、もしくは学識経験者、他社経営者、または投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通している者等の中から当社取締役会が選任いたします。また、現在の特別委員会は3名で構成されておりますが、2019年2月13日開催の取締役会において、本対応方針の一部改定および継続について2019年3月28日開催予定の当社定時株主総会において当社株主の皆様からのご賛同をいただけることを条件に就任する特別委員会の委員3名を選任することを決議いたしました。候補者3名の氏名および略歴は、別紙2に記載のとおりです。

特別委員会は、具体的には以下の役割を担います。

(ア) 下記③「大規模買付情報の提供とその開示」に関して、大規模買付者から提供される情報が十分であ

るか、不足しているかについて当社取締役会に対して勧告を行います。

(イ) 下記4.(2)「大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の取扱い」に関して、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められ、対抗措置を発動するか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することの可否についての勧告を行います。

(ウ) 下記5.「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」に関して、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に該当するか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することの可否についての勧告を行います。

(エ) 下記7.(2)「対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等」に関して、当社取締役会が対抗措置の発動の中止を検討するにあたって、当社取締役会から諮問がなされた場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を維持することが相当でないか否かについての勧告を行います。

(オ) 当社取締役会が、大規模買付行為に該当しないことについて予め行った同意を撤回するにあたり、当社取締役会が助言を求めた場合、その他当社取締役会が特別委員会の助言を求める場合には、当社取締役会に対して助言を与えます。

なお、特別委員会の判断が適切になされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

また、特別委員会は、必要に応じて適宜委員会を開催し、当社の経営状況について当社取締役から報告を受けることとします。

② 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を日本語で記載した表明書(以下、「大規模買付ルール遵守表明書」といいます。))を提出いただくこととします。大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を、日本語で明示の上、代表者の記名押印および代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社は、大規模買付者から大規模買付ルール遵守表明書の提出があった場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則等に従って直ちに開示いたします。

③ 大規模買付情報の提供とその開示

当社がこの大規模買付ルール遵守表明書を受領した後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)のリスト(かかるリストは日本語によります。)を大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を、日本語で提供していただくこととします。なお、特別委員会の助言を得て、

提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供していただくことがあります。大規模買付情報の項目は、以下のとおりです。

- (ア) 大規模買付者およびそのグループ(主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者(直接・間接を問いません。))その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。))の概要(具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の氏名および略歴、事業内容ならびに当社事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (イ) 大規模買付行為の目的、方法および内容(買付対価の価額・種類・内容、買付けの時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為完了後、当社が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性ならびに過去の買収および買付行為の履歴等を含みます。)
- (ウ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- (エ) 買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。)
- (オ) 買付資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断にあたっては直接または間接を問いません。))の具体的名称その他の概要、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (カ) 大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針および事業計画(資金計画、投資計画、資本政策、配当政策および資産活用等)
- (キ) 大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、地域関係者、その他の当社利害関係者への対応方針等
- (ク) その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、当社取締役会に提供された大規模買付情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、当社株主の皆様に対して、その全部または一部を公表するものといたします。また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報を特別委員会に対して提供いたします。

また、当社取締役会は、特別委員会が大規模買付情報につき十分に提供されたと判断してその旨を当社取締役会に対して勧告した場合、大規模買付情報の提供が十分になされたと判断される旨を大規模買付者に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間および株主熟慮期間の設定ならびに大規模買付行為の不開始

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、情報提供完了通知を行った後、60日間(対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(左記以外の大規模買付行為の場合)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、または代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるものとします(この期間には、特別委員会による大規模買付行為の評価期間を含みます。また、当社取締役会が、特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大14日間延長できるものとします。)。取締役会評価期間中、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けることなどによって、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、取締役会評価期間終了後速やかに、対抗措置を発動するか否かの判断を行い、その結果を公表いたします。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

取締役会評価期間満了後30日間は、大規模買付者から提供された情報およびこれをもとにした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応ずるか否か等について当社株主の皆様適切な判断をしていただくための株主熟慮期間とします。従って、当社株主の皆様の判断に必要な時間確保の観点から、取締役会評価期間および株主熟慮期間が経過するまでの間は大規模買付行為を開始してはならないものとします。当該期間経過前に大規模買付行為が行われた場合には、そのことのみをもって対抗措置を講じることができるものとします。

なお、下記4.(4)「大規模買付行為の不開始」に記載の確認総会基準日の公告がなされた場合には、取締役会評価期間および株主熟慮期間に加えて、確認総会において対抗措置の発動を承認しないとの当社株主の皆様の意思が確認されるまでの間も、大規模買付者は、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

4. 大規模買付ルールが遵守された場合

(1) 原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりするに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

(2) 大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の取扱い

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められ、対抗措置を発動することが相当であると認められる場

合には、当社取締役会は、適切と判断する時点において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために下記6.「対抗措置の具体的内容」に記載の相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下の①ないし⑥の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

なお、対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に発動されるものであり、当該大規模買付行為が下記類型に形式的に該当することのみを理由として発動することを予定したものではありません。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買付けを行っている（と判断される場合）
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買付けを行っている（と判断される場合）
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式を高値で売り抜ける目的で当社の株式の買付けを行っている（と判断される場合）
- ⑤ 上記①から④のほか、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）

当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの検討および判断にあたって、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付け後の経営方針等を含む情報に基づいて当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討いたしますが、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会が適切と判断する時点において、特別委員会に対し、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか、また対抗措

置を発動することができるか否かにつき諮問することとします。特別委員会が対抗措置の発動を不可と勧告したときは、当社取締役会は、その勧告に原則として従い、対抗措置を発動しないものとします。ただし、当社取締役会が、特別委員会の勧告の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。

特別委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうとは認められないと判断し、一旦、対抗措置を発動することはできない旨の勧告を行った場合であっても、当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、または当該事実が真実ではないことが特別委員会に認識されたなどの結果、当該大規模買付行為が上記①ないし⑥のタイプのいずれかに該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められると判断されるに至った場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる旨の勧告を改めて行うことができるものとします。

(3) 株主意思の確認手続き

当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められ、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、特別委員会に対して対抗措置の発動の可否に関して諮問することとし、(ア)特別委員会が、当該大規模買付行為は当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるとの勧告に至らない場合において、当社取締役会がこれと異なる判断を行おうとする場合、(イ)特別委員会が対抗措置を発動することが許容されると勧告した場合であって、取締役会がさらに株主の皆様の意思を確認することが適切と考える場合、または(ウ)その他当社取締役会が株主の皆様の意思を確認することが適切であると考えられる場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続きとして、当該目的のために開催される株主総会(以下、「確認総会」といいます。)を開催できるものとします。確認総会は、定時株主総会と併せて開催される場合もあります。

なお、上記(2)に記載の対抗措置の発動の可否に関する取締役会による特別委員会への諮問は、その時期に制限はなく、取締役会評価期間や株主熟慮期間の前後・期間中を問わず、行うことができますので、上記(ア)ないし(ウ)の場合には、取締役会評価期間や株主熟慮期間の前後・期間中を問わず、株主意思の確認手続きが実施される可能性があります。

株主意思の確認手続きの実施を決定した場合、当社取締役会は当社定款に定める公告方法に従って、速やかに株主意思の確認手続きにおいて議決権を行使することのできる株主を確定するための基準日(以下、「確認総会基準日」といい、確認総会基準日は、当該公告の日から30日以内の日とします。)を設定し、確認総会基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、株主意思の確認手続きにおいて議決権を行使することのできる株主とします。

当社取締役会は、確認総会基準日から90日以内に確認総会を開催いたします。確認総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、会社の提案する議案について、その議決権の過半数の

賛成があった場合には、当社株主の皆様から当社取締役会に対し、相当と認められる対抗措置を講じることにについてご承認いただけたものとします。

上記の他、確認総会の実施に係る具体的な手続きについては、当社取締役会が別途定めることといたします。

(4) 大規模買付行為の不開始

大規模買付者は、確認総会基準日の公告がなされた場合、確認総会において対抗措置の発動を承認しないとの株主の意思が確認されるまで、大規模買付行為を開始してはならないものとします。上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を発動させることができるものとします。

また、株主熟慮期間経過前に確認総会の実施に関する公告がなされた場合には、株主熟慮期間が経過し、かつ、確認総会において対抗措置の発動を承認しないとの株主の意思が確認されるまでの間、大規模買付者は、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

5. 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当該ルール違反のみをもって、下記 6.「対抗措置の具体的内容」に記載された相当と認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。なお、大規模買付行為に対抗するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、上記 4.「大規模買付ルールが遵守された場合」に準じて、特別委員会へ諮問または株主総会を開催することができるものとします。

6. 対抗措置の具体的内容

当社が、当社株主総会または取締役会の決議を経て、本対応方針に基づき発動する対抗措置の内容は、別紙 3 に記載の新株予約権の無償割当てとします。また、当社株主総会がその決議により新株予約権の無償割当てを行う場合には別紙 3 記載の事項に必要な修正を加えた内容の新株予約権とすることができるものとします。

こうした対抗措置により、大規模買付者を含む特定株主グループおよび特定株主グループに属する者になろうとする者に、株式の経済的価値の希釈化など経済的損害、議決権割合の低下、議決権行使に関する不利益等を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を開始することのないように大規模買付者に対して予め注意を喚起するものでもあります。

また、当社は、公開買付制度を利用する大規模買付者に対し、不測の損害を被ることがないように、対抗措置が講じられた場合に公開買付けを撤回できるように処置する等、関係法令に従って予め所要の手当を講じておくように注意喚起をいたします。

7. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールを導入時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールを導入時においては、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、および大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められ、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を確保することを目的として、対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様(当該大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置を発動する手続きを開始した後に対抗措置を発動することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重し、かつ適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、対抗措置の発動を維持することの是非について検討し、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、新株予約権の無償割当てを中止し、または割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。その場合には、当社株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

(3) 新株予約権無償割当てに伴って株主に必要となる手続き

新株予約権の無償割当てについては、当社株主の皆様において必要となる手続きは特にありません。但し、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権無償割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録される必要があります。また、新株予約権の行使については、新株を取得するために所定の期間内に所定の金額の払込をしていただく必要があります。手続きの詳細については、実際に新株予約権を無償割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

① 新株予約権行使の手続き

当社は、新株予約権無償割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様(但し、例外事由該当者(別紙3の9.に定義する者をいいます。以下同じです。))を除きます。)に対し、原則として新株予約権の行使請求書(行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する期間、

当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が例外事由該当者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

また、新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、当社普通株式を取得するために、所定の期間内に所定の金額の払込をしていただく必要があります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、新株予約権を行使する場合には、行使の結果交付される当社普通株式の記録を行うための振替口座として、特別口座以外の口座をお知らせいただく必要がありますので、株主の皆様が新株予約権を行使する際には、予め証券口座等の振替口座が開設されている必要がある点にご留意ください。

上記の他、新株予約権行使の手続きについては、実際に新株予約権を無償割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

② 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を取得いたします。

また、新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、例外事由該当者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の記録を行うための振替口座の情報をご提供いただくことがあります。

上記の他、新株予約権取得の手続きについては、実際に新株予約権を無償割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

8. 本対応方針の有効期間ならびに継続、廃止および変更

本対応方針については、2019年3月28日開催予定の当社定時株主総会において議案としてお諮りした上で、株主の皆様からのご賛同をいただくことを予定しておりますが、出席株主の皆様の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本対応方針の効力は発生しません。

株主の皆様からご賛同をいただいた場合、本対応方針の有効期間は、2022年に開催される当社定時株主総会後、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会または当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、②当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で変更されるものとします。

また、本対応方針については、本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会におい

て、その継続、廃止または変更の是非につき検討・討議を行います。

従って、本対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止または変更させることが可能です。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他本対応方針に関連する法令もしくは金融商品取引所の規程の新設・改廃が行われ、かかる新設・改廃を本対応方針に反映させることが適切である場合、または誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合には、本対応方針の形式的もしくは技術的な修正または変更を行うことができるものとします。

本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

9. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有しております。

また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

① 当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

② 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、2019年3月28日開催予定の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りして株主の皆様の意思を確認させていただくこととし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、本対応方針の効力は発生しません。そのため、本対応方針の消長および内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものととなっております。

また、4.（3）「株主意思の確認手続き」のとおりに、株主意思の確認手続きを実施する場合には、対抗措置の発動に対する当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになります。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除

し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外役員、弁護士、公認会計士、税理士、もしくは学識経験者、他社経営者、または投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通している者等の中から当社取締役会が選任いたします。

④ 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記4.(2)「大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の取扱い」記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針は、上記3.(2)①「特別委員会の設置」記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動の可否について、判断の公正さを担保された特別委員会の勧告に従うように設定されており、または4.(3)「株主意思の確認手続き」記載の確認総会によって対抗措置の発動に対して株主の皆様の意思を直接反映することにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための厳格な仕組みを確保しているものといえます。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記8.「本対応方針の有効期間ならびに継続、廃止および変更」に記載のとおり、本対応方針は、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年(注3)としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

注3：第69回定時株主総会における第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年となりますが、同様に本対応方針はスローハンド型買収防衛策ではありません。

以 上

別紙 1

当社大株主の状況(2018年12月31日現在)

順位	株 主 名	持株数(株)	議決権比率(%)
1	第一生命保険株式会社	2,303,100	4.82
2	株式会社三井住友銀行	2,199,695	4.60
3	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,828,000	3.82
4	ノーリツ取引先持株会	1,796,609	3.76
5	株式会社長府製作所	1,520,000	3.18
6	THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON	1,437,600	3.00
7	太田敏郎	1,350,100	2.82
8	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,320,800	2.76
9	ノーリツ従業員持株会	1,302,215	2.72
10	ノーリツ得意先持株会	1,134,900	2.37

- (注) 1. 大株主上位10名を記載しております。
2. 当社は自己株式2,986,887株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
3. 議決権比率は、自己株式2,986,887株を控除して計算しております。

以 上

別紙 2

特別委員会委員候補者の氏名および略歴

《委員》

小川 泰彦(おがわ やすひこ)

- 【略 歴】 1982年 6 月 公認会計士登録
1987年 4 月 公認会計士小川泰彦事務所代表(現任)
1987年 5 月 税理士登録
2007年 6 月 日本公認会計士協会近畿会副会長
2009年 3 月 当社社外監査役
2010年 6 月 日本公認会計士協会近畿会会長
2013年 3 月 当社社外取締役(現任)
2013年 6 月 (株)大阪証券取引所(現(株)大阪取引所)社外監査役(現任)
2017年 9 月 大阪市高速電気軌道(株)社外監査役
現在に至る

※小川泰彦氏は、会社法第2条第15号に定める当社の社外取締役です。
※小川泰彦氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

高橋 秀明(たかはし ひであき)

【略 歴】 1966年 4 月 (株)神戸銀行(現(株)三井住友銀行) 入行
1992年 4 月 (株)さくら銀行(現(株)三井住友銀行) 関西総務部長
1995年 7 月 同行取締役神戸営業部長
1998年 6 月 (株)さくらケーシーエス代表取締役社長
2003年 6 月 (株)神戸国際会館監査役
2004年 6 月 同社代表取締役専務
2004年 6 月 (株)さくらケーシーエス取締役
2008年 6 月 フジッコ(株)社外監査役
2013年 3 月 当社社外監査役
2016年 3 月 当社社外取締役
現在に至る

※高橋秀明氏は、会社法第2条第15号に定める当社の社外取締役です。
※高橋秀明氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

正木 靖子(まさき やすこ)

【略 歴】 1982年 4 月 弁護士登録(神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会))
1982年 4 月 下山法律事務所入所
1991年 5 月 同法律事務所を下山・正木法律事務所と改称
1991年 5 月 下山・正木法律事務所共同代表(現任)
2004年 4 月 関西学院大学大学院司法研究科教授
2008年 1 月 (株)ハイレックスコーポレーション社外取締役(現任)
2008年 4 月 兵庫県弁護士会会長
2011年 4 月 日本司法支援センター(法テラス)兵庫地方事務所所長
2013年 4 月 近畿弁護士会連合会理事長
2014年 6 月 生活協同組合コープこうべ員外監事(現任)
2018年 3 月 当社社外監査役(現任)
2018年 4 月 日本弁護士連合会副会長
現在に至る

※正木靖子氏は、会社法第2条第16号および同法第335条第3項に定める当社の社外監査役です。
※正木靖子氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

新株予約権の概要

1. 新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条および第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の発行総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (1) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

9. 行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（但し、当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下、「例外事由該当者」という。）ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10. 取得条項

（1）当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

（2）前項における取得の対価は、原則として、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権1個につき対象株式数と同数の当社普通株式とする。

11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

12. その他

当社は新株予約権の発行に関して発行登録をするものとする。発行登録の詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

(参考資料) 独立社外役員選定基準

当社は、当社の社外役員および社外役員候補者が当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される場合に、当該社外役員または当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断し、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないとは、次の各項目の要件の全てに当てはまらないと判断される場合をいいます。

1. 当社および関係会社との関係

- (1) 当社および関係会社（以下まとめて「ノーリツグループ」という。）の現在の業務執行取締役または執行役員、支配人その他の使用人（以下まとめて「業務執行取締役等」という。）である者。
- (2) 独立社外役員就任前の10年間に於いて、ノーリツグループの業務執行取締役等であった者。但し、その就任前の10年間のいずれかの時に於いて当社の業務執行取締役でない取締役（以下「非業務執行取締役」という。）、監査役または会計監査人であったことがある者にあっては、それらの役職への就任前の10年間に於いて、当社の業務執行取締役等であった者。

2. 株主との関係

- (1) 当社の現在の議決権所有割合10%以上の株主（以下「主要株主」という。）、または主要株主が法人である場合には、当該主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人である者。
- (2) 直近5年間に於いて、当社の現在の主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人であった者。

3. 経済的利害関係

- (1) 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者。
- (2) ノーリツグループから直近3事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている組織、その他の業務執行者。
- (3) ノーリツグループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員またはその支配人その他の使用人であった者。

4. 取引先企業および得意先企業との関係

- (1) ノーリツグループから直近4事業年度のいずれかにおいて、年間連結総売上高の2%以上の支払を受けた者、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
- (2) ノーリツグループに対し、直近4事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結総売上高の2%以上の支払を行った者、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。

5. 債権者との関係

- (1) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他大口債権者（以下「大口債権者等」という。）、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者。
- (2) 直近3年間に於いて大口債権者等、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。

6. 専門的サービス提供者との関係

- (1) ノーリツグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者。
- (2) 直近3年間に於いて、ノーリツグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員であって、ノーリツグループの監査業務を担当していた者。
- (3) 上記(1)または(2)に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、役員報酬以外に、ノーリツグループから、直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者。
- (4) 上記(1)または(2)に該当しない弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、ノーリツグループから直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている者の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。

7. 在任期間

- (1) 当社において現在独立社外役員のうち取締役の地位にあり、かつ通算の在任期間が8年を超える者。
- (2) 当社において現在独立社外役員のうち監査役の地位にあり、かつ通算の在任期間が12年を超える者。

8. 近親者

上記1. ないし7. までの各号に定めた者の配偶者または三親等内の親族もしくは同居の親族。

9. その他

上記1. ないし8. までの各号に該当しない場合でも、その他の事由で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれのある者。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費は実質所得改善の実感がなく停滞感を残しています。また、海外経済においては、米国では減税による設備投資拡大や個人消費の拡大が景気を下支えしたものの、中国では米国との通商交渉の摩擦を発端とした低迷が継続し、不安含みの状況となりました。

国内住宅関連業界におきましては、住宅ローン減税や金利優遇政策の効果一巡により、新設住宅着工戸数が前年を下回ったことに加え、労働力不足や素材価格の高騰等の影響により厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画『Vプラン20』の方針に基づき、国内事業の収益力の強化、海外事業の拡大に向けた取組みを進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,098億68百万円(前年同期比2.2%減)となりました。利益面につきましては、営業利益が48億9百万円(同28.3%減)、経常利益が62億62百万円(同22.6%減)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、第4四半期連結会計期間において、保有する上場有価証券の1銘柄を売却し、投資有価証券売却益40億52百万円を特別利益として計上したこと等により57億78百万円(同7.0%増)となりました。

売上高 **2,098億円** 前年同期比 **2.2%減**

営業利益 **48億円** 前年同期比 **28.3%減**

経常利益 **62億円** 前年同期比 **22.6%減**

親会社株主に帰属する当期純利益 **57億円** 前年同期比 **7.0%増**



国内事業

売上高 **1,569億96百万円**前年同期比
1.2%減営業利益 **26億5百万円**前年同期比
35.5%減

当連結会計年度の国内事業セグメントは、売上高が1,569億96百万円(前年同期比1.2%減)、セグメント利益が26億5百万円(同35.5%減)となりました。

温水空調分野では、ガス・石油機器の需要が前年並みに推移する中、「見まもり」「キレイ」機能を備えた主力商品「GT-C62シリーズ」を中心に高効率ガス給湯器「エコジョーズ」の販売を促進しました。

厨房分野では、従来高級グレードのみに搭載していたグリル機能を中級グレードへ展開した新製品「ピアットシリーズ」を8月に発売しました。また、グリル料理の楽しさを広める「毎日グリル部」の運営とあわせ、自動でグリル調理が可能なマルチグリルによるラク家事を提案し、

ガスビルトインコンロの中高級グレードの拡販に努めました。

住設システム分野では、リフォームでの間口対応が可能なシステムキッチン「レシピアシリーズ」や、おそうじ浴槽を標準搭載したシステムバス「ユパティオシリーズ」でリフォーム需要獲得に向けた提案に取り組みしました。また、業務提携先トクラス株式会社へのシステムキッチン生産移管の準備を進めました。

しかしながら、付加価値商材の伸び悩みや素材価格高騰の影響などにより国内事業全体では減収減益となりました。

海外事業

売上高 **622億13百万円**前年同期比
5.7%減営業利益 **22億4百万円**前年同期比
17.3%減

当連結会計年度の海外事業セグメントは、売上高が622億13百万円(前年同期比5.7%減)、セグメント利益が22億4百万円(同17.3%減)となりました。

米国・豪州においては、売上高はともに微減となりました。また、中国においては、将来的な現地ニーズに合わ

せた大能力・高機能、環境規制対応の次世代給湯器を9月に市場投入しましたが、市況低迷により減収減益となりました。その結果、海外事業全体は減収減益となりました。

(注) 上記文中の各事業セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

企業集団のセグメント別販売実績

(単位:百万円)

事業区分				第68期	第69期	前年同期比増加率
国	内	事	業	151,771	151,051	△0.5%
海	外	事	業	62,877	58,816	△6.5%
合 計				214,648	209,868	△2.2%

(2)設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額につきましては、67億31百万円であります。その内訳は、生産設備および基本設備の整備、更新等42億57百万円、金型14億42百万円、ソフトウェア等10億31百万円であります。

なお、これらの設備所要資金は自己資金にてまかっております。

(3)資金調達の状況

当連結会計年度における必要資金につきましては、自己資金および銀行からの短期借入金にてまかっております。

(4)対処すべき課題

1)会社の経営の基本方針

当社グループは、創業の原点「お風呂は人を幸せにする」を大切にしつつ、グローバル化の加速など今後の展開を見据え、グループミッションを策定しております。グループミッション「新しい幸せを、わかすこと。人と地球の笑顔に向けて暮しの感動をお届けするノーリツグループ」には、すべてのステークホルダーに対し「暮らし」の領域で感動していただける価値を提供し、多くの笑顔を生み出していくことを目指して企業活動を進めていくという思いをこめております。

2) 中長期的な会社の経営戦略(中期経営計画)

世界経済は、不透明感が強い状況にあるものの、新興国の生活水準向上および先進国での環境・省エネニーズは今後も継続・加速していくものと想定しております。

また、国内経済は、長期的には人口減少や高齢化などを背景に需要の絶対数は減少傾向にあるものの、東京五輪、政府が掲げるネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの普及に向けた政策などが需要を下支えするものと見込んでおります。また、新設住宅着工戸数の減少など市場の鈍化が顕著になってくる一方で、IoT・AIなどの急速な技術進歩により、生活スタイルの変化から生まれる新たなニーズが広がってくるものと想定しております。

そのような環境下において、当社グループは「世界で戦えるノーリツグループ」をグループビジョンに据え、中期経営計画『Vプラン20』の実現に向けた活動を展開してまいります。「環境」「安全・安心」「快適」「健康・美容」を軸に、事業領域を創業の原点である「お風呂」から「暮らし」の領域に広げ、「経済的価値」「社会的価値」「ブランド価値」という3つの価値を追求し、当社グループを取り巻く各ステークホルダーに「幸せ」をお届けする企業グループを目指してまいります。

中期経営計画『Vプラン20』における重点施策は以下のとおりです。

①事業ポートフォリオの再構築

主力である温水分野に経営資源を集中し、競争力のある新製品の開発・販売を強化するとともに、国内事業における低収益事業の再建に取り組みます。

②国内事業の収益力強化

お客さまとの関係強化に向けた「マーケティング変革」と、製造工程の自動化を中心とした「ものづくり変革」に取り組みます。あわせて、経営コストの削減に努めることなどによって収益力強化を図ります。

③海外事業の継続拡大

差別性のある新製品開発や新規商材のラインアップなどを充実させ、成長を図ります。

④企業風土の改革

グループビジョン、バリューのさらなる浸透を図り、その価値観を社員全員で共有し「失敗を恐れず、チャレンジする企業集団」を目指した風土改革や制度改革に取り組みます。

また、事業活動を通じて解決すべき社会課題に対して、『Q+ESG』をキーワードに「品質」「環境」「社会」「ガバナンス」の切り口からその解決を図ります。

品質面においては、お客さまに長く安心してご使用いただけるよう、当社グループだけでなくビジネスパートナーとともに高品質な製品・サービスを追求してまいります。また、市場における経年劣化事故防止のために長期使用製品の点検を啓蒙する活動を進めてまいります。

環境面においては、家庭内エネルギー消費の大半を占める給湯・厨房・空調機器を取り扱う企業として、環境・省エネ機器の普及とその技術力のさらなる向上により低炭素社会の実現に貢献してまいります。

社会面においては、超高齢社会に突入する中、高齢者の入浴事故低減を目指す商品の普及、障がい者の就労機会創出による自立支援などの本業を通じた社会的な取組みを進めてまいります。また、従業員とともに働き方改革や健康経営を推進してまいります。

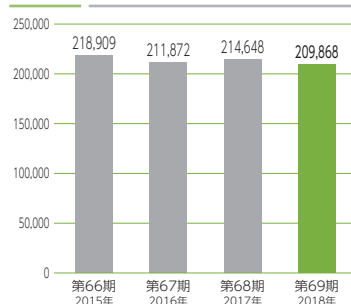
ガバナンス面においては、改訂コーポレートガバナンス・コードに則り、コーポレートガバナンスの実効性を高めていくため、中長期的な企業価値向上に向けた審議充実等を図ってまいります。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

区 分	第66期 2015年12月期	第67期 2016年12月期	第68期 2017年12月期	第69期 2018年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	218,909	211,872	214,648	209,868
経常利益 (百万円)	6,013	9,343	8,094	6,262
親会社株主に帰属する 当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	△3,958	4,654	5,402	5,778
1株当たり当期純利益または当期純損失 (△) (円)	△82.79	97.34	112.98	120.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	97.30	112.89	120.70
総資産 (百万円)	197,022	201,041	212,491	198,817
純資産 (百万円)	113,731	111,477	121,531	114,053
1株当たり純資産額 (円)	2,291.06	2,245.05	2,451.13	2,300.99

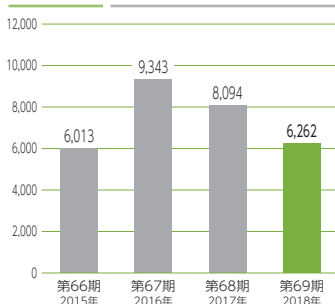
売上高

(単位: 百万円)

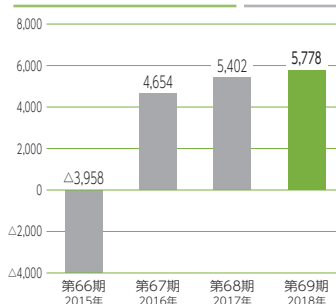


経常利益

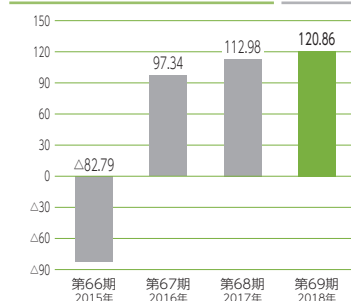
(単位: 百万円)



親会社株主に帰属する
当期純利益または当期純損失 (単位: 百万円)

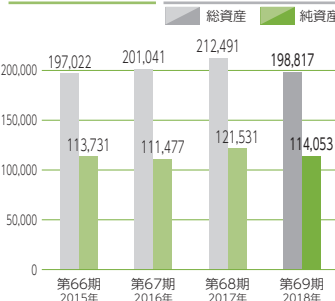


1株当たり当期純利益または当期純損失 (単位: 円)

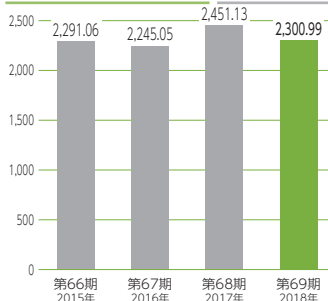


総資産・純資産

(単位: 百万円)



1株当たり純資産額 (単位: 円)



(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、第66期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(6)重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ノーリツ住設(株)	10,000 千円	100.0%	温水機器等の販売
(株)エスコアハーツ	30,000 千円	100.0	シェアードサービス・温水機器の部品類の製造
(株)ノーリツキャピタル	30,000 千円	100.0	グループ内キャッシュ・マネジメント・サービス
大成工業(株)	95,000 千円	100.0	温水機器等の部品類の製造
信和工業(株)	10,000 千円	100.0	温水機器等の部品類の製造
関東産業(株)	22,000 千円	100.0	住設システム機器の製造
(株)アールビー	88,809 千円	100.0	温水機器・住設システム機器の製造
(株)ハーマン	310,000 千円	100.0	温水機器・厨房機器の製造・販売
(株)多田スミス	100,000 千円	100.0	厨房機器の部品類の製造
ノーリツリビングテクノ(株)	18,000 千円	100.0	温水機器等の販売・施工
能率（上海）住宅設備有限公司	3,600 万米\$	100.0 (85.8)	温水機器の製造
能率（中国）投資有限公司	3,550 万米\$	100.0	中国の生産会社の統括管理および温水機器の販売
NORITZ AMERICA CORPORATION	1,570 万米\$	100.0	北米での温水機器の販売
能率電子科技（香港）有限公司	10 万香港\$	100.0	温水機器等の部品類の調達・販売
能率香港有限公司	10 万香港\$	100.0	香港等での温水機器等の販売
東莞大新能率電子有限公司	750 万香港\$	100.0 (100.0)	温水機器等の部品類の製造
櫻花衛厨（中国）股份有限公司	32,000 万人民幣	55.6 (49.5)	温水機器・厨房機器等の製造・販売
佛山市櫻順衛厨用品有限公司	8,000 万人民幣	55.6 (100.0)	温水機器・厨房機器等の製造・販売
NORITZ AUSTRALIA PTY LTD	4,600 万豪\$	100.0	持株会社
Dux Manufacturing Limited	0 万豪\$	100.0 (100.0)	温水機器の製造・販売

(注) 1. 重要な子会社につきましては、当連結会計年度における主要な連結子会社20社を記載しております。

2. 東莞大新能率電子有限公司は、能率電子科技（香港）有限公司の100%子会社であります。

3. 佛山市櫻順衛厨用品有限公司は、櫻花衛厨（中国）股份有限公司の100%子会社であります。

4. Dux Manufacturing Limitedは、NORITZ AUSTRALIA PTY LTDの100%子会社であります。

5. 出資比率の（ ）内は、当社子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

(7) 主要な事業内容

温 水 空 調 分 野	ガス温水関連機器（ガスふろ給湯器、ガス給湯器、ガスふろがま、ガス温水暖房機）、オイル・空調関連機器（石油ふろ給湯機、石油給湯機、石油温水暖房機、暖房端末機器）、コジェネレーション、太陽熱温水器、産業用太陽光発電システム
厨 房 分 野	ガスコンロ、レンジフード、ガスオープンレンジ、ガス小型湯沸器
住 設 シ ス テ ム 分 野	システムバス、システムキッチン、洗面化粧台、浴槽

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

主要な営業所および工場					住 所						
本				店		神	戸	市	中	央	区
関	東		支	社		東	京	都	新	宿	区
関	西		支	社		大	阪	市	此	花	区
明	石	本	社	工 場		兵	庫	県	明	石	市
明	石		工	場		兵	庫	県	明	石	市

招 集 ご 通 知

株 主 総 会
参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類
計 算 書 類

監 査 報 告 書

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

② 子会社の主要な営業所および工場

会社名	住 所
ノ ー リ ツ 住 設 (株)	大 阪 府 吹 田 市
(株) エ ス コ ア ハ ー ツ	兵 庫 県 加 古 郡 稲 美 町
(株) ノ ー リ ツ キ ャ ピ タ ル	神 戸 市 中 央 区
大 成 工 業 (株)	兵 庫 県 明 石 市
信 和 工 業 (株)	兵 庫 県 明 石 市
関 東 産 業 (株)	群 馬 県 前 橋 市
(株) ア ー ル ビ ー	茨 城 県 土 浦 市
(株) ハ ー マ ン	大 阪 市 此 花 区
(株) 多 田 ス ミ ス	兵 庫 県 朝 来 市
ノーリツリビングテクノ(株)	東 京 都 杉 並 区
能率（上海）住宅設備有限公司	中 華 人 民 共 和 国 市
能 率 （ 中 国 ） 投 資 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 市
NORITZ AMERICA CORPORATION	ア メ リ カ 合 衆 国 州
能率電子科技（香港）有限公司	中 華 人 民 共 和 国 区
能 率 香 港 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 区
東莞大新能率電子有限公司	中 華 人 民 共 和 国 市
櫻花衛厨（中国）股份有限公司	中 華 人 民 共 和 国 市
佛山市櫻順衛厨用品有限公司	中 華 人 民 共 和 国 市
NORITZ AUSTRALIA PTY LTD	オ ー ス ト ラ リ ア 連 邦 州
Dux Manufacturing Limited	オ ー ス ト ラ リ ア 連 邦 州

(9) 従業員の状況

事業区分				従業員数(名)	前期末比増減(名)
国	内	事	業	4,335(1,048)	15(△ 52)
海	外	事	業	4,297(421)	△64(△167)
全	社	(共 通)		144(18)	10(6)
合 計				8,776(1,487)	△39(△213)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄および前期末比増減欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。
3. 全社(共通)は、本社管理部門等であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	500百万円
株 式 会 社 群 馬 銀 行	300百万円

招集ご通知

株主総会
参考書類

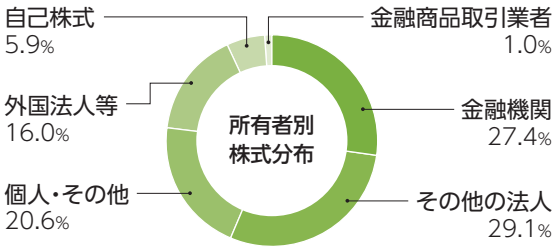
事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

2. 会社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数156,369,000株
- (2)発行済株式の総数50,797,651株
- (3)株主数4,803名



	持株数 (株)	株主数 (名)
金融機関	13,936,963	34
その他の法人	14,773,819	208
個人・その他	10,463,903	4,366
外国法人等	8,128,271	166
自己株式	2,986,887	1
金融商品取引業者	507,808	28

(4)大株主の状況

順位	株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
1	第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,303,100	4.82
2	株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,199,695	4.60
3	日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,828,000	3.82
4	ノ ー リ ツ 取 引 先 持 株 会	1,796,609	3.76
5	株 式 会 社 長 府 製 作 所	1,520,000	3.18
6	THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON	1,437,600	3.00
7	太 田 敏 郎	1,350,100	2.82
8	日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,320,800	2.76
9	ノ ー リ ツ 従 業 員 持 株 会	1,302,215	2.72
10	ノ ー リ ツ 得 意 先 持 株 会	1,134,900	2.37

(注) 1. 大株主上位10名を記載しております。
2. 当社は自己株式2,986,887株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
3. 持株比率は、自己株式2,986,887株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社が会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる株式 の種類および数	発行価格 (新株予約権 1個当たり)	行使価格 (株式1株 当たり)	行使期間
株式会社ノーリツ 2016年 新株予約権	2016年 4月14日	308個	普通株式 30,800株	142,800円	1円	2016年4月15日から 2046年4月14日まで
株式会社ノーリツ 2017年 新株予約権	2017年 4月14日	258個	普通株式 25,800株	160,100円	1円	2017年4月15日から 2047年4月14日まで
株式会社ノーリツ 2018年 新株予約権	2018年 4月13日	266個	普通株式 26,600株	149,800円	1円	2018年4月14日から 2048年4月13日まで

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 および数	取締役 (社外取締役を除く)		社外取締役		監査役 (社外監査役を除く)	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
株式会社ノーリツ 2016年 新株予約権	192個	普通株式 19,200株	4名	192個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2017年 新株予約権	228個	普通株式 22,800株	6名	228個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2018年 新株予約権	266個	普通株式 26,600株	6名	266個	—	—	—	—

(注)「株式会社ノーリツ2016年新株予約権」につきましては、3名が権利行使したことにより交付時より116個減少しております。また、「株式会社ノーリツ2017年新株予約権」につきましては、1名が権利行使したことにより交付時より30個減少しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	國 井 総 一 郎	一般社団法人神戸経済同友会代表幹事、(株)みなと銀行社外取締役
取締役 専務執行役員	仲 村 貴 文	国内事業本部長
取締役 常務執行役員	水 間 勉	国内事業本部生産本部長
取締役 常務執行役員	腹 巻 知	研究開発本部長、国内事業本部温水事業部長
取締役 常務執行役員	廣 澤 正 峰	国際事業本部長、能率(中国)投資有限公司董事長、 能率香港有限公司董事長、Sakura (Cayman) Co.,Ltd.董事長、 Sakura China Holdings (H.K.) Co.,Ltd.董事長、 NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director
取締役 常務執行役員	竹 中 昌 之	管理本部長、IT推進部を管掌
取 締 役	小 川 泰 彦	公認会計士小川泰彦事務所代表、(株)大阪取引所社外監査役、 大阪市高速電気軌道(株)社外監査役
取 締 役	高 橋 秀 明	
常 勤 監 査 役	澤 田 考 之	
常 勤 監 査 役	綾 部 剛	
監 査 役	白 井 弘	白井公認会計士事務所所長、(株)アルテコ社外監査役、 (株)ワコールホールディングス社外監査役、大阪市立大学理事
監 査 役	正 木 靖 子	下山・正木法律事務所共同代表、 (株)ハイレックスコーポレーション社外取締役、 生活協同組合コープこうべ員外監事、日本弁護士連合会副会長

(注) 1. 取締役小川泰彦、高橋秀明の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 取締役小川泰彦氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 取締役高橋秀明氏は、金融機関における長年の経験および会社経営者としての豊富な経験があり、財務、会計および会社経営に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役白井弘、正木靖子の両氏は、会社法第2条第16号および同法第335条第3項に定める社外監査役であります。

5. 常勤監査役澤田考之、綾部剛の両氏は、長年当社の財務部門での実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 監査役白井弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 監査役正木靖子氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。

8. 取締役小川泰彦および高橋秀明ならびに監査役白井弘および正木靖子の社外役員4氏につきましては、当社が株式を上場している(株)東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。

9. 代表取締役社長國井総一郎氏は、2018年4月1日付で、(株)みなと銀行の社外取締役に就任しております。

10. 取締役専務執行役員仲村貴文氏は、2019年1月1日付で、地位は取締役となっております。

11. 取締役常務執行役員水間勉氏は、2019年1月1日付で、担当および重要な兼職は、国内事業本部副本部長および厨房事業部・バスライフ事業部・キッチンライフ事業部の管掌となっております。

12. 取締役常務執行役員腹巻知氏は、2019年1月1日付で、地位は取締役専務執行役員、担当および重要な兼職は国内事業本部長ならびに研究開発本部の管掌となっております。

13. 取締役常務執行役員廣澤正峰氏は、2019年1月1日付で、地位は取締役専務執行役員となっております。

14. 取締役常務執行役員竹中昌之氏は、2019年1月1日付で、担当および重要な兼職は経営管理本部長となっております。
15. 監査役白井弘氏は、2018年3月30日付で、大阪市公正職務審査委員会委員を退任しております。
16. 監査役正木靖子氏は、2018年4月1日付で、日本弁護士連合会副会長に就任しております。
17. 当社は執行役員制度を導入しております。2019年1月1日現在の執行役員（執行役員を兼務する取締役を除きます。）は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常 務 執 行 役 員	廣 岡 一 志	国内事業本部営業本部長
常 務 執 行 役 員	久 保 田 典 男	品質保証推進本部長
常 務 執 行 役 員	東 内 雅 典	国内事業本部資材購買本部長
常 務 執 行 役 員	久 内 雅 志	国内事業本部生産本部長
常 務 執 行 役 員	井 上 隆 史	研究開発本部長
執 行 役 員	瓜 生 尚 志	国際事業本部国際事業部長、 NORITZ AMERICA CORPORATION CEO
執 行 役 員	楠 克 博	国内事業本部営業本部副本部長
執 行 役 員	池 田 英 礼	経営企画部長
執 行 役 員	内 田 知 浩	国内事業本部営業本部サービス事業開発部長、 (株)エヌ・エス・シー代表取締役社長
執 行 役 員	滝 居 和 弘	国内事業本部営業本部副本部長
執 行 役 員	吉 田 猛	研究開発本部副本部長
執 行 役 員	吉 本 厚 志	研究開発本部副本部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の総額
取 締 役	9名	299,047千円
監 査 役	5名	47,340千円
合 計	14名	346,387千円

- (注) 1. 上記の取締役の人員および金額には、2018年3月29日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記の監査役の人員および金額には、2018年3月29日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額につきましては、2007年3月29日開催の第57回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額につきましては、2003年3月28日開催の第53回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役	小 川 泰 彦	公 認 会 計 士 小 川 泰 彦 事 務 所 代 表 (株) 大 阪 取 引 所 社 外 監 査 役 大 阪 市 高 速 電 気 軌 道 (株) 社 外 監 査 役	記載すべき関係はありません。
取 締 役	高 橋 秀 明	重要な兼職はありません。	記載すべき関係はありません。
監 査 役	白 井 弘	白 井 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長 (株) ア ル テ コ 社 外 監 査 役 (株) ワ コ ル ホ ル ホールディングス 社外監査役 大 阪 市 立 大 学 理 事	記載すべき関係はありません。
監 査 役	正 木 靖 子	下 山 ・ 正 木 法 律 事 務 所 共 同 代 表 (株) ハ イ レ ッ ク ス コーポレーション 社外取締役 生 活 協 同 組 合 コー プ こ う べ 員 外 監 事 日 本 弁 護 士 連 合 会 副 会 長	記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活動状況
取 締 役	小 川 泰 彦	当事業年度開催の取締役会全15回のうち14回出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
取 締 役	高 橋 秀 明	当事業年度開催の取締役会全15回のうち全回に出席し、金融機関での長年の経験および会社経営者としての豊富な経験から幅広い視点での発言を行っております。
監 査 役	白 井 弘	当事業年度開催の取締役会全15回、監査役会全14回のうち、取締役会は13回、監査役会は13回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	正 木 靖 子	2018年3月29日就任以降に開催された取締役会全12回、監査役会全11回のうち、取締役会は9回、監査役会は全回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

取締役 2 名 12,000千円

監査役 3 名 7,776千円

(注) 上記の監査役の人員および金額には、2018年3月29日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役 1 名を含んでおります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額 58,900千円

当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 58,900千円

なお、当社連結子会社である能率(中国)投資有限公司、能率(上海)住宅設備有限公司、能率香港有限公司、能率電子科技(香港)有限公司、東莞大新能率電子有限公司、櫻花衛厨(中国)股份有限公司、佛山市櫻順衛厨用品有限公司、NORITZ AUSTRALIA PTY LTD、Dux Manufacturing Limitedは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠および水準について確認し、当年度の報酬が、会計監査人の独立性を維持し、当社および連結子会社を含めた企業集団の監査環境および内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制および監査計画のもとでの会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかを審議した結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。なお、2015年5月12日開催の取締役会において、「内部

統制システム構築に関する基本方針」について会社法等の関係法令の改正を踏まえた変更等を行った上、当該体制を継続することを決定しました。

業務の適正を確保するための体制

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、コンプライアンスを法令、定款、社内規程および社会規範等の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義し、当社グループの役員および従業員を対象に「ノーリツグループ行動基準」を制定して、その遵守を図る。
- ② 当社グループ全体のコンプライアンス統括責任者として企業倫理担当役員(CCO)を選任し、コンプライアンス経営を推進する。
- ③ 当社グループの各部門長をコンプライアンス責任者とする。当該責任者は、各部門におけるコンプライアンス活動を推進し、報告を受けたコンプライアンス違反またはそのおそれのある行為を発見した場合、法務担当部門に報告するとともに、当該行為の是正、解決を図る。
- ④ 法務担当部門は、当社グループ全体のコンプライアンス推進・統括を担い、当社グループの役員および従業員に対する教育、各部門への指示等を行う。
- ⑤ 内部通報制度として「ノーリツホットライン」を設置し、法令違反のみならずコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員および従業員が情報提供・相談できる体制を構築する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、①株主総会議事録、②取締役会議事録、③監査役会議事録の法定作成文書をはじめ、④当社委員会・会議等の各議事録、⑤決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を、関連資料とともに「文書管理規程」に基づいて、文書（電磁的記録を含む）により保存する。また、保存期間および保存部門は同規程において定める。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、「品質保証委員会」および「CSR委員会」等において、当社グループ全体の事業活動推進にあたって想定されるリスクについて評価し、対応方針・具体的対策等を検討して各部門へ指示等を行う。特に、品質問題については品質保証担当部門が当社グループ全体の品質保証業務を横断的に統括管理し、迅速・正確に問題の解決を図る。
- ② 「危機管理規程」を制定し、企業リスクを事前に回避するとともに、被害発生時にその損害額を最小化するために、全社リスク統括責任者である管理本部長を中心として、当社グループ全体のリスク管理体制構築の活動を推進する。
- ③ 監査担当部門が各部門に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
- ② 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会および経営会議等の会議体を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
- ③ 執行役員制度を導入することにより経営の意思決定、監督と職務執行の機能を明確に分離し、取締役の機能強化ならびに職務の効率性を確保する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社子会社の取締役は、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事故もしくは事件等が発生、または発生を予見した場合、「関係会社管理規程」などの社内規程に基づいて、直ちに関連当事者および関連部門へ報告する。
- ② 当社子会社の取締役は、営業成績、財務状況、および「関係会社管理規程」などの社内規程に定められたその他重要な情報につき、定期的に関連当事者または関連部門へ報告する。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営企画担当部門は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ経営の運営管理制度の立案・推進を行う。
- ② 当社子会社は、当社と協議して決定した戦略に基づき、政策立案・活動を行う。
- ③ 当社子会社に対する支援業務および管理業務は、「関係会社管理規程」に基づき、所定の当社部門が行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役の職務を補助する期間・必要人数を確認し、適任者を選定して、監査役会の承認の上で当該使用人を任命する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会は、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づき、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制の内容について決議し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請する。
- ② 補助期間内における当該使用人への指示・命令・評価は監査役会が行う。
- ③ 当該使用人は、監査役の職務補助を専任として行う。ただし、監査役会の同意を得て兼任させることができる。

(9) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- ① 各監査役は、取締役会への出席はもちろん、その他の会議への出席権限を有し、取締役および使用人は、当社経

営に重大な影響をおよぼす可能性のある事項については、当該会議において監査役に報告する他、緊急を要する場合は、その都度監査役に報告する。監査役は必要に応じ、いつでも、取締役または使用人に対して報告を求めることができる。

- ② 監査役会は、「監査役会規程」に基づき、取締役に対し、取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制の整備を要請する。
- ③ 「ノーリツホットライン運用規程」に基づき、企業倫理担当役員は、ノーリツグループ全体の内部通報についての調査結果を、適宜、監査役に報告する。

(10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役に報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由とするいかなる不利益な処遇、不当な処分を行わない。
- ② 当社グループ全体のコンプライアンス違反を通報した者は、「ノーリツホットライン運用規程」に基づき、不利益な処遇、不当な処分を一切受けず、不利益な処遇、不当な処分を行った者は、就業規則により懲戒に処する。

(11) 監査役職務の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、「監査役監査基準」に基づき、職務上必要と認める費用についてあらかじめ予算計上しておくことが求められ、緊急又は臨時に支出した費用であっても、事後、償還を請求することができる。

(12) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、監査担当部門とは適宜、内部監査の計画・結果等について報告を求め、助言および意見交換を行う。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用しております。当期における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「ノーリツグループコンプライアンス規程」に基づき、企業倫理担当役員、コンプライアンス責任者および推進者を定めております。また、コンプライアンス月間を年2回定め、当社各部門および各子会社でコンプラ

イアンスに関する取組みを実施し、「ノーリツグループ行動基準」の浸透を図っております。加えて、内部通報制度として「ノーリツホットライン」を設置し、内部および外部の2つの通報窓口において、当社グループの役員および従業員からの情報提供・相談の受付を行っております。

また、財務報告の信頼性を確保することを目的とした財務に係る業務の仕組みも整備・構築しており、適切な運用を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」および「秘密情報管理規程」に基づき、適切に管理しており、特に取締役会の会議資料については、専用システムにおいてより厳格に管理を行っております。また、より適切な社内情報の管理を行うため、従業員を対象とした「情報セキュリティ研修」を実施しております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」等のリスク関連規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を構築しております。また、「CSR委員会」の下部組織として、全社リスク統括責任者を議長とした「リスクマネジメント会議」を設置し、さらに各本部においてリスク管理推進者を定めることで、各部門においてリスクマネジメント活動が浸透する体制を整備しております。その中で、企業リスクと投機リスクを含めた全てのリスクについて評価を実施した上で、重要リスクを選定し対応を進めております。

(4) 取締役の職務の適正性及び効率的な執行が行われることを確保するための体制

業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を行うとともに、重要事項については取締役会等の会議体を経て意思決定を行うことで職務の適正性を確保しております。また、取締役の職務のより効率的な執行が行われることを目的として、「職務権限規程」については、取締役会から執行部門への権限委譲を前提とした改定を適宜実施しております。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」において「関係会社レポートライン」を整備しております。これにより、問題事象の発生時または発生可能性の予見時に、子会社から当社に迅速に必要な情報を伝達するルールが明確化されております。また、当社子会社の取締役は、「関係会社管理規程」等の社内規程に定められた重要な情報について、関連当事者および関連部門へ定期的に報告を行っております。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

所定の当社部門は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する支援および管理業務を行っております。本年度は、国内の子会社に対してマネジメントの標準化を目的としたマネジメントブックの導入を、また海外の子会社に対してグループガバナンスについての教育および周知をそれぞれ行っております。

加えて、子会社の取締役等の職務の執行における重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社において事前確認または決裁を行っております。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性確保を目的として、監査役および監査役会の職責と監査体制を定めた「監査役監査基準」および「監査役会規程」等の規程類を整備するとともに、取締役から独立して監査役の職務補助を行う使用人を選任しております。

また、監査役は代表取締役および会計監査人それぞれとの定期的な意見交換を行っております。加えて、監査役会においては、監査担当部門の内部監査計画・結果等に対する助言および意見交換ならびに社外監査役に対する取締役会議案の事前説明などにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備・構築し、適切に運用しております。

なお、「内部統制システム構築に関する基本方針」の取組み結果については、取締役会において企業倫理担当役員である取締役兼常務執行役員管理本部長により報告され、適切に運用されていることを確認しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、2016年2月10日に開催された取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の継続を決定し、また、同対応方針は同年3月30日に開催された第66回定時株主総会において承認可決いただいております（以下、「本対応方針」といいます。）。本対応方針の概要は以下のとおりであります。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付行為を行う大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるかどうかの評価・検討に必要な大規模買付者からの情報および当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としています。

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会から独立した組織として弁護士等社外有識者で構成する特別委員会の助言・勧告を受け、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。

大規模買付ルールの概要は、次のとおりであります。

- ① 大規模買付ルール遵守表明書の提出（大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社宛に大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した表明書を提出していただくこととします。）

- ② 大規模買付情報の提供とその開示(大規模買付ルール遵守表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主の皆様へ判断および取締役会としての意見形成のために提供していただく情報のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。)
- ③ 取締役会評価期間および株主熟慮期間の設定等(当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間または90日間を取締役会による評価期間として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間満了後30日間は、当社株主の皆様が、大規模買付者から提供された情報およびこれをもとにした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応ずるか否か等について適切な判断をしていただくための株主熟慮期間といたします。)

大規模買付ルールに関する当社取締役会の判断およびその理由は、次のとおりであります。

- ① 本対応方針に沿うものである理由
- 本対応方針は、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の大規模買付行為から、当社株主共同の利益を保護するという目的をもって定めたものであります。大規模買付ルールの概要は、大規模買付者に大規模買付ルール遵守表明書の提出を求め、大規模買付情報の提供とその開示後、当社取締役会による評価期間を経て、当社株主の皆様が大規模買付者からの提案に応ずるか否かについて適切な判断をしていただくものであり、当社株主共同の利益を保護するという目的に適うものであります。
- ② 株主共同の利益を損なうものではない理由
- 大規模買付ルールは、当社株式の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合において、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の助言・勧告を踏まえて、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置を講じるものであり、また対抗措置の発動は当社株主の皆様の直接の意思に依拠するものであるため、株主共同の利益を損なうものではありません。
- ③ 当社役員の地位を維持するものではない理由
- 当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置を講じます。また、対抗措置の発動には当社取締役会から独立した特別委員会の助言・勧告に原則従うものとされているとともに、適正な運用を担保する手続きも定められています。したがって、大規模買付ルールは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	123,626	流動負債	62,632
現金及び預金	39,278	支払手形及び買掛金	39,398
受取手形及び売掛金	44,510	短期借入金	800
電子記録債権	13,154	未払金	10,489
有価証券	606	未払法人税等	1,812
たな卸資産	20,077	賞与引当金	656
繰延税金資産	1,108	役員賞与引当金	52
その他	5,186	製品保証引当金	853
貸倒引当金	△296	製品事故処理費用引当金	43
		事業整理損失引当金	175
		その他	8,351
固定資産	75,190	固定負債	22,130
有形固定資産	33,726	繰延税金負債	196
建物及び構築物	14,592	役員退職慰労引当金	56
機械装置及び運搬具	6,302	製品保証引当金	2,548
土地	9,486	退職給付に係る負債	14,212
建設仮勘定	870	環境対策引当金	188
その他	2,474	その他	4,927
無形固定資産	6,948	負債合計	84,763
のれん	480		
その他	6,467	純資産の部	
投資その他の資産	34,516	株主資本	104,381
投資有価証券	27,707	資本金	20,167
長期貸付金	737	資本剰余金	22,956
繰延税金資産	3,321	利益剰余金	66,361
その他	2,907	自己株式	△5,105
貸倒引当金	△157	その他の包括利益累計額	5,630
資産合計	198,817	その他有価証券評価差額金	8,193
		繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	597
		退職給付に係る調整累計額	△3,159
		新株予約権	93
		非支配株主持分	3,948
		純資産合計	114,053
		負債・純資産合計	198,817

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		209,868
売上原価		143,170
売上総利益		66,698
販売費及び一般管理費		61,888
営業利益		4,809
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,093	
受取賃貸料	145	
その他	563	1,802
営業外費用		
支払利息	21	
支払手数料	21	
固定資産賃貸費用	102	
為替差損	116	
その他	87	349
経常利益		6,262
特別利益		
固定資産売却益	72	
投資有価証券売却益	4,052	
受取保険金	46	
製品保証引当金戻入額	1,243	5,414
特別損失		
固定資産処分損	61	
投資有価証券評価損	183	
関係会社株式評価損	5	
減損損失	1,178	
事業整理損失	175	1,603
税金等調整前当期純利益		10,073
法人税、住民税及び事業税	2,824	
法人税等調整額	1,255	4,080
当期純利益		5,993
非支配株主に帰属する当期純利益		215
親会社株主に帰属する当期純利益		5,778

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	76,430	流動負債	46,914
現金及び預金	19,813	支払手形	3,477
受取手形	3,659	買掛金	31,679
電子記録債権	11,738	短期借入金	1,577
売掛金	27,460	未払金	5,068
有価証券	606	未払費用	1,304
商品及び製品	7,715	未払法人税等	1,337
仕掛品	21	預り金	577
原材料及び貯蔵品	1,307	前受収益	424
前払費用	246	賞与引当金	455
繰延税金資産	521	役員賞与引当金	45
その他	3,407	製品保証引当金	321
貸倒引当金	△68	製品事故処理費用引当金	46
固定資産	73,231	その他	599
有形固定資産	19,832	固定負債	12,889
建物	8,022	退職給付引当金	6,761
構築物	221	製品保証引当金	1,494
機械及び装置	2,752	資産除去債務	177
車両運搬具	52	その他	4,455
工具器具備品	949	負債合計	59,803
土地	7,248	純資産の部	
リース資産	202	株主資本	81,664
建設仮勘定	382	資本金	20,167
無形固定資産	2,572	資本剰余金	22,956
借地権	9	資本準備金	22,956
ソフトウェア	2,497	利益剰余金	43,644
その他	65	利益準備金	1,294
投資その他の資産	50,825	その他利益剰余金	42,350
投資有価証券	27,447	技術研究積立金	250
関係会社株式	14,681	配当準備積立金	160
関係会社出資金	4,597	設備投資積立金	500
長期貸付金	282	退職給与積立金	130
関係会社長期貸付金	2,114	土地圧縮積立金	21
長期前払費用	622	価格変動積立金	54
繰延税金資産	88	特別償却準備金	242
その他	1,076	別途積立金	25,609
貸倒引当金	△83	繰越利益剰余金	15,382
資産合計	149,661	自己株式	△5,105
		評価・換算差額等	8,099
		その他有価証券評価差額金	8,100
		繰延ヘッジ損益	△0
		新株予約権	93
		純資産合計	89,857
		負債・純資産合計	149,661

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		143,975
売上原価		111,173
売上総利益		32,801
販売費及び一般管理費		33,045
営業損失		243
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3,122	
受取賃貸料	250	
その他	296	3,668
営業外費用		
支払利息	20	
固定資産賃貸費用	224	
為替差損	30	
その他	3	279
経常利益		3,145
特別利益		
固定資産売却益	69	
投資有価証券売却益	4,052	
受取保険金	46	
製品保証引当金戻入額	1,243	5,411
特別損失		
固定資産処分損	38	
投資有価証券評価損	183	
減損損失	47	270
税引前当期純利益		8,286
法人税、住民税及び事業税	1,508	
法人税等調整額	369	1,877
当期純利益		6,408

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月12日

株式会社ノーリツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 北山 久恵 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノーリツの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノーリツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月12日

株式会社ノーリツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 北山 久恵 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノーリツの2018年1月1日から2018年12月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月12日

株式会社ノーリツ 監査役会

常勤監査役 澤 田 考 之 ㊞

常勤監査役 綾 部 剛 ㊞

社外監査役 白 井 弘 ㊞

社外監査役 正 木 靖 子 ㊞

以 上

第69回 定時株主総会 会場ご案内図

【株主総会 会場】

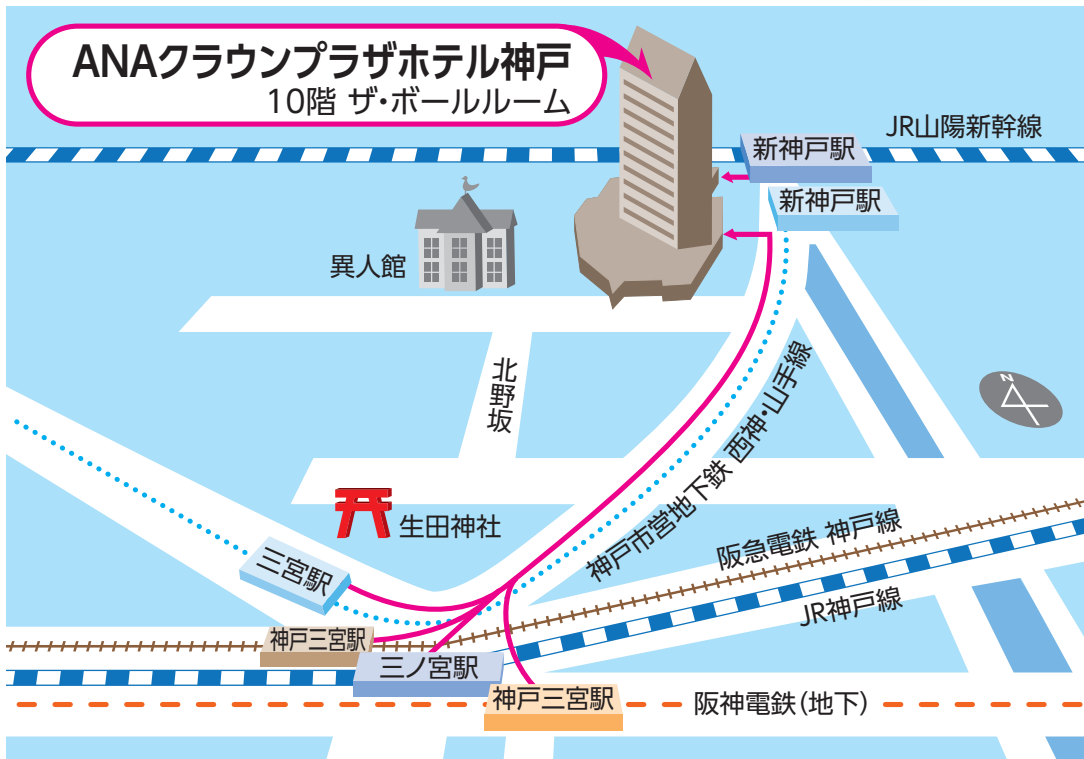
ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

神戸市中央区北野町1丁目 TEL:078-291-1121 (代表)

ANAクラウンプラザホテル神戸

検索

<https://www.anacrownplaza-kobe.jp/>



交通のご案内

- JR山陽新幹線「新神戸駅」改札口から連絡橋を渡ってすぐ
- 神戸市営地下鉄 西神・山手線「新神戸駅」直結
(JR「三ノ宮駅」阪急「神戸三宮駅」阪神「神戸三宮駅」から乗り換えて1駅)

※会場周辺道路の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。
また、この印刷物は、森林環境にやさしい「FSC®認証紙」、
「ベジタブルインキ」を使用しています。